

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和8年8月25日

足立区長 近藤 弥生

1 業務概要

（1）業務名 居場所を兼ねた学習支援事業委託（区東部地域）

（2）業務内容

受託者は本事業を実施するための施設を用意し、発注者が指定する中高生、中学校・高校卒業後進路未決定者及び高校中退後進路未決定者等、並びに不登校児童・生徒等の支援対象者に対し、以下の業務を実施する。

詳細は標準様式第3号（第9条関係）「説明書」1（4）を参照

ア 事前説明会の開催

イ 学習支援

ウ 居場所支援

エ 食事支援

オ 分室の運営（面積が確保できなかった場合）

カ 書類回収及び区への提出

キ 高校生等への継続支援（後追い支援）

ク 類似事業を行っている団体との意見交換

ケ 長期未利用者への対応及び未利用の未然防止

コ 不登校児童・生徒に対する学習支援、居場所支援、食事支援、家庭訪問等

サ 協力体制等の構築・関係機関との連絡

シ ケース会議・支援調整会議の開催・参加

ス 三者面談・保護者等面談等の実施

セ 事業等の案内

ソ 学校訪問

タ アンケートの実施

チ 危機管理マニュアルの整備及び研修の実施

ツ 引継ぎの実施

（3）履行期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（60か月）

2 提案限度価格等

（1）提案限度価格 255,610,000円（消費税込み）（60か月分）

※ なお、提案限度価格のうち、区が指定する業務については199,730,000円（消費税込み）、教育委員会が指定する業務については55,880,000円（消費税込み）を限度とする。

※ ただし、現受託者と被特定者が異なる場合は、上記に初期費用6,270,000円を加えるものとする。

（2）最低制限価格 有り

204,488,000円（消費税込み）（60か月分）

※ なお、最低制限価格のうち、区が指定する業務については159,784,000円（消費税込み）、教育委員会が指定する業務については44,704,000円（消費税込み）とする。

※ 現受託者と被特定者が異なる場合は、引き続き、事業の運営を円滑に実施できるよう、被特定者は、区と契約日から令和9年3月31日までに、仕様書に基づいた拠点施設を準備するとともに、区及び教育委員会と被特定者が協議の上決定した事項に関し、現受託者から引継ぎを受けること。

また、少なくとも令和9年3月から現受託者とともに被特定者も1(2)アの事前説明会に参加し、支援対象者及びその保護者と面談を行うなど、支援対象者の学校や家庭の学習・生活環境の把握に努めるなど円滑に業務を引き継げるよう体制を整えること。なお、この場合において、被特定者と区及び教育委員会との間で業務の引継ぎを実施し、拠点施設の事前準備に係る委託契約を、別途、区と締結するものとする。

なお、現受託者が被特定者となった場合でも、新たに拠点施設を準備する場合には、上記の拠点施設の事前準備に係る委託契約を、別途、区と締結できるものとする。ただし、委託契約額については、区と被特定者が協議の上決定するものとする。

3 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案書の提出者に要求される資格要件

- ア 当該業務における足立区での競争入札参加資格を有していること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の1第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者でないこと。
- ウ 公表日以後に足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- エ 国若しくは他の自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- ク 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ケ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- コ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- サ 税の滞納がないこと。

なお、提案書の提出者が、契約締結までの間に上記(1)の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。

※ 提案見積価格が提案限度価格を超えた場合、評価に関わらず失格とする。

(2) 提案書の提出者を選定するための評価基準

別表1 提案書提出者選定基準

評価項目	評価の視点	評価配分	指標
経営状況	経営状況は安定しているか、経営状態は良好か	20%	財務諸表(決算、貸借対照表、損益計算書等)
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	30%	配置予定の担当者の資格、経験、手持ち業務、想定人員配置及び役割分担等

履行保証力	履行保証の面で心配がないか	5 %	自己資本比率
瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか	10 %	賠償責任保険の加入の有無
業務執行 技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	20 %	同種・類似業務の実績
地域精通度	業務対象エリアの特殊情報を熟知しているか	10 %	近隣エリアにおける過去の業務実績
社会的貢献度	社会的貢献度・地域貢献度があるか	5 %	ISO14001等の取得状況、WLB（ワーク・ライフ・バランス）認定企業、災害協定、その他社会的貢献度・地域貢献度があると資料等から認められるもの（※1）
合 計		100 %	（※2）
区内業者	区内に本店のある業者に10%を加点する（ただし、登記していること）	10 %	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び営業所表

※1 社会的貢献度においては地域・社会活動の実績等、特色に応じた、身近な取り組みも含めて幅広く記載すること。

※2 提案書提出者の選定は、評価の合計が6割以上であることを条件とする。

（3）提案書提出者を選定する概数

居場所を兼ねた学習支援事業委託選定委員会において別表1に基づき審査を行い、その合計点が高いものから順に原則として上位5者を提案書提出者として選定する。ただし、評価項目「経営状況」において、経営状況が不安定であり、業績の信頼性に不安があると居場所を兼ねた学習支援事業委託選定委員会において認められた場合には失格とする。また、「経営状況」以外の評価項目においても、「社会的貢献度」を除き、著しく低い評価項目がある場合は、提案書提出者に選定しないことがある。

（4）提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価の視点	評価配分	指標
業務の理解度	業務の理解度は十分か	20 %	業務実施方針の的確性
提案内容の 的確性	業務実施体制、手順は妥当か	10 %	事前準備（拠点施設等の準備、引継体制）、実施体制（人員配置、運営体制）、業務内容に必要な事項の理解度 実施時期の的確性
	支援対象者に想定される課題を的確にとらえているか その解決策は具体的で妥当か	10 %	支援対象者の課題の把握方法の的確性 解決に向けた提案の具体性
	独創性及び実現性があるか	10 %	提案の独創性・実現性
	採用する手法は先駆的か	10 %	提案・手法の先駆性 他の団体の模範となる提案
安全・衛生面の配慮	子どもの安全に配慮しているか 食事を提供する際に衛生面に配慮しているか 緊急事態に備えているか	5 %	安全面、衛生面の配慮、緊急連絡体制、マニュアルの有無
コスト	コストは妥当か	10 %	提案見積価格

特定テーマに対する取組み姿勢		行政、地域の企業、NPO、その他関係者等と関係を有し、これらをつなぐコーディネートを含めた事業展開ができるか	5%	関係機関等の業務内容の理解度 地域づくりを意識した提案
プレゼンテーション	質疑対応力	質問内容を的確に理解し、適切に回答ができるか	5%	プレゼンにおける説明能力や業務への意欲、論理性、態度、資料の正確性等
	説得力	説明に説得力があるか 論理的か	5%	
	協調性	冷静に議論できるか	5%	
	資料調製力	提案書・プレゼンテーションが分かり易いか、誤字・脱字は少ないか	5%	
合 計			100%	
業者及び業務の条件				加点 (%)
区内に本店があり、対象業務区域が区内である場合				5
区内に本店があり、対象業務区域が区外である場合				4
区内に支店があり、対象業務区域が区内である場合				3
区内に支店があり、対象業務区域が区外である場合				2

※ 上記の加点については、各提案書の評価の最終段階において、評価基準の総点数をもとに行うものとする。

4 手続き等

(1) 担当課

〒121-8512 足立区中央本町四丁目5番2号 3階

足立区福祉部足立福祉事務所 生活支援推進課 子どもの学習・生活支援係

電話 03-3880-5706 (直通) 担当 篠原・児山・佐藤

(2) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法等

ア 交付期間 令和8年8月25日(火)午前9時から同年9月15日(火)午後5時まで

イ 交付方法 区ホームページへ掲載する。

(3) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び提出方法

ア 提出期間 令和8年8月25日(火)午前9時から同年9月16日(水)午後3時まで

イ 提出場所 4(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。郵送は不可とする。

(4) 提案書の提出期間並びに提出場所及び提出方法

ア 提出期間 令和8年11月6日(金)午前9時から同年11月24日(火)午後3時まで

イ 提出場所 4(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。郵送は不可とする。

以上